○農林水産省令第十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第十五条の三第一項及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アクティノツス　ヘリアンシ	Actinotus helianthi Labill.	（略）
（略）	（略）	（略）
カンガルーポー	（略）	（略）
	Macropidia fuliginosa (Hook.) Druce	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	Carex morrowii Boott	草花
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ケンクルス　セタケウス	Cenchrus setaceus (Forssk.) Morrone	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
タマガサノキ	Cephalanthus occidentalis L.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
マンダリン類	Citrus L.	果樹
	Citrus reticulata Blanco	果樹
	Citrus unshiu Marcow.	果樹
（略）	（略）	（略）
	Citrus sinensis (L.) Osbeck	果樹

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アクティノツス	Actinotus Labill.	（略）
（略）	（略）	（略）
アニゴザントス	Anigozanthos Labill.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
オオシマカンスゲ	（新設）	（新設）
	Carex oshimensis Nakai	（略）
（略）	（略）	（略）
ケイトウ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ケンタウリウム　エリトラエア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
スイカ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
オレンジ類	Citrus L.	（略）
	（新設）	（新設）